

〔法第十五条の二の三、法第十五条の二の四〕

作成日： 令和8年7月17日

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿〔焼却〕(令和8年 5 月度)
対象期間 令和8年 5月 1日 ~ 令和8年 5月31日

焼却した産業廃棄物の種類及び数量〔規一十二条の七の二-イ、規一十二条の七の五-イ〕

種類		数量(単位)
産業廃棄物	燃え殻	(/月)
	汚泥	11.56 (t /月)
	廃油	0.39 (t /月)
	廃酸	(/月)
	廃アルカリ	(/月)
	廃プラスチック類	138.06 (t /月)
	紙くず	54.1 (t /月)
	木くず	57.47 (t /月)
	繊維くず	23.55 (t /月)
	動植物性残さ	(t /月)
	動物系固形不要物	(/月)
	ゴムくず	(t /月)
	金属くず	(/月)
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(/月)
	鋳さい	(/月)
	がれき類	(/月)
	動物のふん尿	(/月)
	動物の死体	(/月)
	ばいじん	(/月)
	処分するために処理したもの (13号廃棄物)	(/月)
特別管理 産業廃棄物	燃えやすい廃油	(/月)
	pH2.0以下の廃酸	(/月)
	pH12.5以上の廃アルカリ	(/月)
	感染性産業廃棄物	(/月)
	その他()	(/月)
	その他()	(/月)

燃焼ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置〔規十二条の七の二-ロ、規十二条の七の五-ロ〕

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	排ガス中の一酸化炭素濃度	焼成炉温度※4
測定位置	別紙1の通り※1	別紙1の通り※1	別紙1の通り※1	別紙1の通り※1
測定結果が得られた日	令和8年5月30日	令和8年5月30日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
測定結果	796	140		別紙2の通り※2

ばいじんの除去の実施状況と措置〔規一十二条の七の五-ハ〕

	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	令和 8年 5月 30日	令和 8年 5月 30日

排ガスの測定結果〔規十二条の七の二-ニ、規十二条の七の五-ニ〕

	6月に1回以上	1年に1回以上
採取位置	別紙1の通り※1	別紙1の通り※1
採取した年月日	令和 7年 11月 21日	令和 8年 1月 19日
測定結果が得られた日	令和 7年 12月 15日	令和 8年 2月 5日
ダイオキシン類※3		2.1 (ng-TEQ/m3)
ばい煙量又は ばい煙濃度※3	硫黄酸化物	10未満 (ppm)※5
	ばいじん	0.001未満 (g/m³)※5
	塩化水素	16未満 (mg/m³)※5
	窒素酸化物	24 (ppm)※5

※1 焼却施設のフロー図に明示すること。

※2 連続記録紙を添付すること。 ※3 計量証明書を添付しても良い。 ※4 ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合。 ※5 単位を記入すること。

